

## 第5章 南方政府の変遷－その構造と性格

はじめに

前章で述べた通り、護国運動は臨時約法と国会の回復を達成し、軍事エリート諸派の間に一応の勢力均衡が成立することによって終了した。しかし、この勢力均衡が間もなく臨時約法・国会の停止という形で崩れ、北京政府が北洋軍事エリート諸派の争奪の対象となったことは、周知の通りである。これに対して、唐繼堯（雲南）・陸榮廷（広西）・劉顕世（貴州）といった西南軍事エリートは、各省の自律性を維持するために「独立」「自主」等を宣言して、約法・国会に基く勢力均衡の回復を図る護法運動を展開し、これには孫文派や一部中央政治エリート（国会議員・高級官僚等）も参加した。その結果、中国は以後10年以上にわたって所謂「軍閥割拠」の状態に陥ったのである<sup>1</sup>。この間、一連の南方政府が広東省を中心とする華南に樹立され、一貫して北京政府と対峙して南北分裂の象徴となった<sup>2</sup>。しかし、最終的にはこれが中国国民党の樹立した国民政府へと発展して、北伐（国民革命）により全国を再統一するに至ったのである。故に、この南方政府の変遷は、中国が分裂から再統一へと至る過程の集約的な表現とも言えよう。

これまで、南方政府自体を中心的に扱った研究は極めて少かったが、孫文が樹立した所謂「第1～3次広東軍政府」は、主に中国革命史の一部として考察の対象となってきた。但し、その際に問題とされたのは概して、「革命的」な孫文及び中国国民党の、「反動的」な「西南軍閥」への依存とそれからの脱却であった<sup>3</sup>。そして、この様に単線的な革命の発展を所与の前提として、孫文派革命勢力と西南地方軍事エリートとに各々全く対照的な正負の価値を付与することにより、言わば「急進性」「革命性」の高低を主要な検討課題としたため、護法運動全体の中で様々な主体の複雑な関係に基いて成立した南方政府の、本来の多義的な性格が極めて単純化されることになった。また、護法運動の主要舞台となった華南地域社会と南方政府との関係に対しても、必ずしも十分な注意が払われていない。結果として、地方割拠政権から全国统一政権へと南方政府が展開していった過程が、単に革命の進展としてのみ捉えられ、中央－地方関係や国家－社会関係の転換という政治史の重要な側面が、全くと言って良い程に無視されてきたのである。

故に本章では、この一連の政権の成立過程・組織機構・人員構成の分析を通じて、南方政府の構造と性格を再検討する。殊に、孫文派と西南軍事エリート諸派、そして政府所在地であった広東省地域社会の、南方政府を巡る相互関係の分析に重点を置く。それによって、分裂から再統一へと向かう政治史の全体的展開過程上における、〈孫文革命〉の相対的な位置を測定すると共に、その帰結として成立した中国国民党の支配体制の歴史的意味を考察することが、可能になるであろう。

### 第1節 初期軍政府

#### (1) 成立過程

國務総理段祺瑞とこれを支持する各省督軍による大總統黎元洪や国会への圧迫、張勳の復辟とそれに伴う国会の解散、段祺瑞の再起と国会再開拒否といった経緯が、護法運動開

始の契機となったことは周知の通りである。しかし、この様な状況に対する各運動主体の認識・対応は、必ずしも一様ではなかった。

孫文は1917年5月から6月にかけて段祺瑞・督軍団を批判する声明を発表し<sup>4</sup>、国会解散翌日の6月14日には胡漢民を派遣して、広東督軍陳炳焜・同省長朱慶瀾や両広巡閱使陸榮廷等と接触させる一方、上海へ南下した国会議員・海軍軍人等と善後策を協議した。辛亥革命時に溥儀の退位を条件に臨時大総統を辞任した孫文は、復辟によって「再び総統の資格を得た」と唱え、7月3日に自宅で開いた会議において、「再び臨時政府を設立すべき」ことを説いたが、これには主に法的正統性の欠如を根拠に唐紹儀・程璧光等が反対した<sup>5</sup>。しかし、翌日の西南6省（広西・広東・湖南・雲南・貴州・四川）各界宛て電文で孫文は、法律上は大総統の代理となるべき副総統馮国璋が、「叛徒と示し合わせて」いる「内乱の罪人である」ことを理由に、「代理の法（的規定—引用者）は既に無効である」「非常の事に関しては法律に拘泥し得ず、国会選挙を静かに待って、数省の公認で有効となる」と説いて、「臨時政府を樹立し、臨時総統を公挙する」ことを提言している<sup>6</sup>。即ち、護国運動の結果として中国政界に何等の地歩をも占めることのできなかつた孫文は、復辟に伴う混乱を北京政府に対抗する独自政権の樹立によって、自らが政界への再参入を果たす好機と捉えたものと思われる。

他方、広西派の陸榮廷は護国運動を経て西南随一の軍事力と広東省の経済力とを背景に、黎元洪・段祺瑞から両広巡閱使に任じられ、更に彼の近親である陳炳焜・譚浩明もそれぞれ広東・広西の督軍に選ばれたことにより、広西派の両広支配は法的正統性を得ていた<sup>7</sup>。6月9・11日に陳炳焜・譚浩明が西南6省連合による「討逆」を唱え、20日には「国会が回復されない間、法律は既に効力を失っており」「あらゆる両広地方の軍民政務は、暫く両広による自主を行なう」という宣言を発した<sup>8</sup>。陸榮廷は、自らの地位の法的根拠の源泉である国会・約法の擁護を訴え、「軍務院を組織して、征討の旗を立てる」ことを企図し<sup>9</sup>、孫文派勢力の華南への浸透に対する懸念から胡漢民等の招聘を拒絶しつつも、結局は護法勢力の統一のために、孫文の南下を静観することになったのである。

これに対して、護国運動の中心となった雲南督軍唐繼堯は、7月にやはり「討逆」を訴える通電を発し、西南数省が「臨時共和政府を組織」して復辟に対抗することを企図しつつも、四川省の支配権に対する北京政府の承認を期待すると共に、陸榮廷の真意を測りかねたため、護法運動への参加を暫く躊躇していた<sup>10</sup>。しかし、四川省において段祺瑞と全面的に衝突したことから、1917年8月11日に国会の解散や国会の同意と総統の任命を経ぬ組閣を非難する通電を発すると共に<sup>11</sup>、駐粵滇軍が広東省から排除されるのを懸念して、孫文派勢力を迎え入れて広西派を牽制することを決意したのである。

この様に、諸派の勢力均衡に基いて孫文による初期軍政府の樹立が可能になったのであるが、これを最も積極的に受け入れたのは広東省長朱慶瀾であった。当時の広東省は、陸榮廷の腹心である陳炳焜が督軍、莫榮新が広惠鎮守使、林虎が高雷鎮守使、沈鴻英が欽廉鎮守使の地位を占め、概ね広西派の勢力範囲となっていたが、北京政府から派遣されて独自の警衛軍を持つ省長朱慶瀾、更に張開儒・方声涛麾下の駐粵滇軍を加えて、所謂「三角闘争」の状況下に在った<sup>12</sup>。そして、広州を訪れた胡漢民との協議の下に滇粵聯軍を組織

することが計画され、朱慶瀾が聯軍総司令、李烈鈞が総参謀、張開儒・方声涛が前鋒司令、胡漢民が総秘書に就任することになったのは<sup>13</sup>、言うまでも無く優勢な広西派への対抗上の方策であったが、6月18日に広州で全粵公民討賊大会が開かれ、国会解散・復辟による共和の破壊が厳しく糾弾されたことに象徴される、広東省民の護法運動を支持する世論もその背景となっていたものと思われる<sup>14</sup>。

章炳麟・朱執信・陳炯明・許崇智等と共に海軍軍艦で南下した孫文は、7月17日に広州に到着し、朱慶瀾・陳炳焜の歓迎を受けた<sup>15</sup>。更に、唐紹儀・汪精衛等と共に上海を出発した程璧光麾下の海軍艦隊も、「約法の擁護、国会の回復、逆首の懲罰」を要求する宣言を発して南下し<sup>16</sup>、約130名の国会議員も広州へ赴いた。そして、8月25日に国会非常会議（法廷人数に達しなかったための名称）が開かれ、29日には「国会非常会議組織大綱」を決議し、31日に「中華民國軍政軍政府組織大綱」を通過させ、初期広東軍政府の成立を見るに至ったのである。

## (2) 組織機構

上述の「中華民國軍政府組織大綱」は、「内乱を平定して臨時約法を回復するため、特に中華民國軍政府を組織する」と謳い、大元帥・元帥と外交・内政・財政・陸軍・海軍・交通総長は、「国会非常会議で個別に選挙」され、大元帥は「臨時約法の効力が完全に回復するまで」、中華民國の行政権を行使すると定めている。しかし、軍政府と各省政府との関係については、「各省督軍で軍政府を賛助する者」「全省の兵力を挙げて、非法政府（北京政府—引用者）と関係を断絶する者」を都督に任じると述べるにとどまり、その一方で、大元帥は「対外的に中華民國を代表する」ものとされている。また、「本大綱は、臨時約法が完全に回復し、国会と大總統（黎元洪—引用者）の職権が完全に行使された時に廃止する。」とも規定している<sup>17</sup>。これは、軍政府が旧国会（非常会議）にその法的正統性の根拠を求めながらも、あくまでも臨時約法回復までの言わば暫定政権という性格を帯びており、故に国家政治の次元で政府としての正統性を主張することに専ら重点が置かれ、地域社会に対する実際の統治にはむしろ消極的だったことを示すものであろう<sup>18</sup>。

尚、6つの部とは別に設けられた大元帥直属の大元帥府には、衛戍総司令や「大元帥の諮問に備える」顧問・参議の他、参謀処・秘書処・参軍処が所属し、また参謀総長・海軍総長・陸軍総長・広東督軍・海軍総司令・第一軍総司令・衛戍総司令・軍事参議から成る特別軍事会議が大元帥によって招集されることが定められた<sup>19</sup>。つまり、国会によって選出される総長が各々管轄する6つの部とは別に、大元帥が独自に指揮し得る機構として大元帥府を設けたのである。

## (3) 人員構成

広東軍政府の主要成員とその略歴は、以下の通りである<sup>20</sup>。

大元帥 孫文 興中会会長、中国同盟会総理、国民党理事長、中華革命党総理。

元帥 唐繼堯 留日、中国同盟会、雲南新軍、雲南都督、軍務院撫軍長。

陸榮廷 三合会、広西提督、広西都督、軍務院撫軍、広東督軍、両広巡閱使。

外交総長 伍廷芳 留英、清朝各国大使、南京臨時政府司法総長、北京政府外交総長。  
 外交次長 王正廷 留日、中国同盟会、留米、臨時参議院・参議院副議長、国民党。  
 財政総長 唐紹儀 留米、清朝郵伝部尚書、中華民國初代内閣総理、国民党。  
 海軍総長 程璧光 興中会、留英、清朝海軍部第二司長、北京政府海軍総長。  
 陸軍総長 張開儒 留日、中国同盟会、雲南新軍、護国滇軍、駐粵滇軍。  
 陸軍次長 崔文藻 新軍、中国同盟会、新疆都督秘書、駐粵滇軍。  
 内政総長 孫洪伊 直隸省諮議局議員、衆議院議員、北京政府教育・内務総長。  
 内政次長 居正 留日、中国同盟会、同中部総会、国民党、中華革命党党務部長。  
 交通総長 胡漢民 留日、中国同盟会、同南方支部長、広東省都督、中華革命党政治部長。  
 交通次長 崔文藻 既出。  
 海軍総司令 林保懌 留英、清朝海軍、中華民國海軍第一艦隊司令、軍務院撫軍。  
 衛戍総司令 方声涛 留日、中国同盟会、各地新軍、護国滇軍、駐粵滇軍。  
 参謀総長 李烈鈞 留日、中国同盟会、江西新軍、江西省都督、護国滇軍。  
 第一軍総司令 陳炯明 広東省諮議局議員、中国同盟会、広東省都督、討袁運動。  
 駐滬全權代表 孫洪伊 既出。

この様に軍政府は当初、南下した孫文派（孫文・居正・胡漢民・陳炯明）・中央政治エリート（伍廷芳・王正廷・唐紹儀・孫洪伊）・海軍（程璧光・林保懌）と、西南軍事エリート（唐繼堯・陸榮廷・張開儒・方声涛・崔文藻・李烈鈞）との連合政権となることが構想されていた<sup>21</sup>。しかし、国会によって選出された元帥・総長は、その殆どが実際に就任することを拒んだ。広西派は軍政府の無力化を企図し、陸榮廷は「総統が存在するのだから、別に政府を設ける必要はもとより無い。」と唱えて、元帥に就任しなかった<sup>22</sup>。雲南派も唐繼堯が、孫文の存在は「対内的・対外的に一種の助力ともなり、将来（軍政府を一引用者）取り消せば、交換の利益を得ることもできる」が故に、「積極的な反対は不要」であると考えながらも、「軍政府の組織は広西・広東当局の望むところではない」という認識に基き、両広を勢力下に置く広西派との衝突を避けるために、孫文・非常国会の度重なる元帥就任要請を拒絶し<sup>23</sup>、張開儒も孫文の就任を祝う通電を発したが、自らが就任を宣言したのは1918年2月5日であった<sup>24</sup>。更に、この様な状況を見て伍廷芳・唐紹儀・孫洪伊・程璧光も就任を拒んだ。故に孫文は、以下の様に自身に近い革命派（多くは中華革命党幹部）による代理人人事を行なわざるを得なくなったのである<sup>25</sup>。

署理外交総長 王正廷 既出。  
 林森 海関、中国同盟会、臨時参議院・参議院議長、中華革命党。  
 代理外交次長 戴季陶 留日、中国同盟会、孫文秘書、中華革命党。  
 署理財政総長 廖仲愷 留日、中国同盟会、広東省財政司長、中華革命党副財政部長。  
 財政次長 鄒魯 中国同盟会、広東省諮議局書記、衆議院議員、討袁運動。  
 署理陸軍総長 許崇智 留日、中国同盟会、福建新軍、第二革命、中華革命党軍務部長。  
 署理内政総長 居正 既出。  
 代理内政次長 葉夏声 中国同盟会、留日、広東省都督府参議、中華革命党。  
 署理交通総長 馬君武 留日、中国同盟会、南京臨時政府実業次長、第二革命、留独。

秘書長 章炳麟 張園国会、光復会、中国同盟会、統一党理事。

参軍長 許崇智 既出。

親軍総司令：李福林 三合会、中国同盟会、広惠軍務処会弁、陸軍中將、広惠鎮守使。

しかし、上述の人事異動等のために、次の様な変更が行われた。

代理参軍長 黄大偉 留ベルギー、中国同盟会、辛亥革命参加。

代理秘書長 汪精衛 留日、中国同盟会、留仏。

徐謙 清朝京師高等検察庁検察長、北京政府司法次長、国民党。

古応芬 留日、中国同盟会、広東省諮議局書記長、中華革命党。

この他、1917年9月から1918年4月にかけて、70人の秘書、53人の参軍、300人の参議が任命されているが、葉夏声・馬君武・謝英伯・古応芬・林直勉（以上秘書）、鄒魯・劉成禺・謝持・曹亜伯・馮自由・盧信・田桐・謝良牧・鄧慕韓・吳鉄城・林義順（以上参議）、黄大偉・周之貞・陸蘭清・蒋介石・黎萼（以上参軍）といった、辛亥革命以前からの革命派が多く、この点で軍政府とは大きく異っている<sup>26</sup>。これは、先にも述べた通り、当初は連合政権の形を取ることが企図された軍政府と異り、大元帥府が孫文直属の機構であったことに対応する傾向であると思われる。

#### (4) 小結

以上の様に、諸勢力の連合政権としての軍政府と、孫文派の掌握する大元帥府との二重組織の構想は、既述の通り元帥・総長が殆ど就任を拒んだため実現されず、結果として広東軍政府全体がほぼ孫文派の単独政権とならざるを得なかった<sup>27</sup>。即ち、護法運動の中心主体であった西南軍事エリートや中央政治エリートは、軍政府を必ずしも全面的には支持しておらず、殊に西南諸省を勢力下に置く広西派・雲南派は、単に軍政府の存在を黙認していたに過ぎないとすら言える<sup>28</sup>。総じて言えば、広東軍政府は従来屢々言われてきた様な、孫文が「政客」「軍閥」に依存することにより、西南諸省に割拠して北京政府に対抗した地方政権ではなく、むしろ護法運動全体の中でその一部分を占めるにとどまっておリ、その地位は護国運動時の第三革命のそれに相当するものであったと言える。

この様な軍政府が地域社会に対して統治を実行する上で、多大な困難に直面したのは言うまでも無い。広東督軍陳炳焜は軍政府に対して、「賛成の態度を示すことはできないし、干渉の態度を取ることもできない。しかし、広東人民は軍政府と非常国会との経費拠出を負担することはできない。」と述べ、また広東省最大の独立軍事勢力であった肇慶鎮守使李耀漢を自派に引き込み、孫文派に同情的な省長朱慶瀾を辞任に追い込んだ<sup>29</sup>。徴税権を掌握し得なかった軍政府は当初その財源を借入金に求めねばならず、5千萬元の軍事内国公債を発行して購入者には金額に応じて勲章を与えることを定め、特に海外華僑による購入を期待した<sup>30</sup>。1918年に入ってようやく、従来は北京政府に送られていた塩税を軍政府の収入とすることに成功した以外、税収入は殆ど無かったのである<sup>31</sup>。また、朱慶瀾の省長辞任に伴ってその指揮下に在った警衛軍の20営を、福建省における護法戦争に派遣することを条件に陳炯明を総司令とする援閩粵軍に改編したのが、軍政府の直接に掌握する唯

一の軍事力となった<sup>32</sup>。この他、内政部は1917年秋に代理次長葉夏声を中心として、「全国に警察を遍く設ける」「全国の道路を修復する」「全国の河道を浚渫する」「全国で徴兵を促進する」の4部分から成る、詳細かつ膨大な『軍政府内政方針草案』を編纂したが、葉夏声自身が後に述懐している様に、「軍政府は特殊勢力の制肘を受けたために、根本から大きな発展を遂げることができず」、全く実行されなかった<sup>33</sup>。葉夏声が「消極面の幸福」と述べる司法改革、即ち「最高終審機関」としての大理院の設立や、段祺瑞政権が認めた各省長による司法権行使を停止し、「司法行政及び司法事務の準備は、暫く内政部が管理すべき」ことの決定、それに伴う司法機関職員の職務怠慢や綱紀弛緩への警告と人事移動等が、軍政府内政部の唯一の治績であったと言える<sup>34</sup>。

孫文による軍政府の樹立は、第二革命以来続いていた外省勢力による軍事支配からの解放を、広東省民に期待させるものであったと思われる。広東総商会・慈善団体・各界団体・知名人士が、陳炳焜の後任として広東督軍に就任した莫榮新による賭博・アヘン解禁に反対し、莫榮新を排除するよう孫文に要請したことが、後述する両者の衝突の一因となった経緯は、その一つの表れであろう<sup>35</sup>。しかし、実際の軍政府はその様な能力を欠いており、結局は実効支配領域を殆ど持たずに専ら正統政府としての地位を主張するのみの、言わば国内亡命政権たるにとどまったのである<sup>36</sup>。

広西派と孫文派との利害の不一致は、間もなく軍事衝突にまで発展した。莫榮新の指示を受けた駐粵桂軍が、大元帥府の衛兵数名を逮捕・殺害したことが直接の原因となって、1918年1月3日に孫文は海軍・滇軍・粵軍に督軍署攻撃を命じ、殆どの部隊はこれを拒絶したものの2隻の軍艦が督軍署への砲撃を実行した。これに対して莫榮新は反撃を加えなかったが、両者の決裂は決定的となり、間もなく初期軍政府自体の崩壊へとつながっていったのである<sup>37</sup>。

## 第2節 改組軍政府

### (1) 成立過程

西南軍事エリート各派は、軍政府とは別に「軍事联合会」「西南聯合会議」「護法各省联合会」等を組織する構想を、護法運動の開始当初から抱いていた<sup>38</sup>。莫榮新・程璧光が各勢力代表との討議に基いて起草し、1917年12月31日に陸榮廷・唐繼堯等に提示した「中華民國護法各省聯合条例」は、この联合会が「護法各省自主政府および海軍の派遣する」代表と、「未だ完全に自主を行っていない省の護法各軍及び各戦区の聯合軍」の派遣する代表とによって組織され、「本条例宣布の日に護法各省は宣誓式を挙げて、その効力を保証」し、脱退は許されないと規定している。また、加入各勢力は、「聯合会議の許可を得ずに外債を募集したり、外国人と土地・鉱山・公産を抵当とする契約を締結」したり、また「聯合会議の決議無くして、停戦の宣告や和平条件の提出」をすることができないが、「本条例は、約法の効力が完全に回復した後に、聯合会議の決議を経て廃止する」と定めている<sup>39</sup>。これは、西南各省の連合戦線という性格を持つ護法運動に対する北京政府の離間工作の防止が、聯合会議結成の主要な目的であったことを示すものであろう<sup>40</sup>。更に、1918年1月16日には聯合会議の組織条件として、この会議は「(1) 外交を処理し、契約

を成立させる。(2) 共同財政及び内外公債を管理し、軍備を募集・準備し、作戦を計画する。(3) 停戦・和議の事柄を議決する。(4) 省と省との争議事件を裁決する。」を職務とし、更に軍事・外交・財務・議和の各総代表を選出することが提起された<sup>41</sup>。これは、聯合會議が護法運動進行期間中は参加各省間の連絡を図ると共に、対外的には護法各省を代表する、一種の臨時政府としての性格を帯びることを表している。そして、同月20日には莫榮新・李耀漢・李烈鈞・陳炯明・譚浩明・陳炳焜・唐繼堯・劉顯世・程潛(湖南)・黎天才(湖北)・熊克武(四川)・程璧光・林保懌が「中華民國護法各省聯合條例」に署名し、議和総代表に岑春煊を、外交総代表に伍廷芳を、財政総代表に唐紹儀を、軍事総代表に唐繼堯・程璧光・陸榮廷を選出したのである<sup>42</sup>。これは、護法運動が西南軍事エリートと中央政治エリートとの連合という、新たな段階に入ったことを示している。

しかし、国会の議決によって組織されたものではないという点で、この聯合會議は法的正統性を欠いていた。故に、程璧光・伍廷芳・唐紹儀・莫榮新は2月2日に會議を開いて孫文を招き、軍政府を大元帥制から總裁合議制に改組して、聯合會議の職権は軍事分野に限定することを認めさせると共に、改組大綱に西南護法各省各軍の同意を経た後、国会非常會議に提出して通過・成立させることとなった<sup>43</sup>。これに対し、護法運動の象徴としての軍政府の存在意義自体が失われていく中で、軍政府の「殉葬品」とされるのを望まぬ国会議員達は、孫文の相対的地位を低下させることによって、軍政府と非常国会に対する西南軍事エリートの支持を得る道を選んだ<sup>44</sup>。そして、1918年5月4日に非常国会は「修正軍政府組織大綱」を通過させ、孫文は海陸軍大元帥を辞任することになったのである。

## (2) 組織機構

上述の「修正軍政府組織大綱」は、軍政府が「護法各省各軍の連合を基礎として、国会・大總統の職権が行使され得ない間は、本大綱の規定によって中華民國の行政権を行使する。」と謳い、軍政府の職権を「1、和議に関する事柄。2、共同外交を処理し、契約を締結する。3、共同財政を監督し、内外公債の募集を処理する。4、省と省との争議事件を裁決する。5、護法省区軍隊の加入に関する事柄。6、軍備の補充に関する事柄。」と定めている。そして、非常国会によって選出された政務總裁7人から成る政務會議(政務總裁1人を主席とする。)がその職権を行使し、外交・内政・財政・參謀・陸軍・海軍・交通・司法の8つの部を統括すると共に、各部の部長を任命するとされる。また、「本大綱は、国会・大總統がその職権を行使し得るようになった時に廃止する。」とも規定されている。これが、上述の「中華民國護法各省聯合條例」や「組織条件」に基いていることは、明らかである。尚、これと同時に公布された「軍政府政務會議條例」は、上記の6つの事項の他に、「軍政府名義で宣布する事柄」「法律案及び命令案」「予算案及び決算案」等を、政務會議の職務として定めている<sup>45</sup>。総じて言えば、これらの規定は、護法運動の主体である各省勢力を連絡・統合し、その利害を調整する一種の臨時連邦政府として軍政府を性格付けている。その点で、各省勢力から遊離していた改組前の軍政府とは大きく異なり、その遊離の象徴であった軍政府と大元帥府との二重構造も解消されたのである。

## (3) 人員構成

改組軍政府の主要な人員とその略歴は、以下の通りである<sup>46</sup>。

主席総裁	岑春煊	清朝四川・両広総督、討袁軍大元帥、軍務院撫軍副長。
総裁	伍廷芳	既出。
	陸榮廷	既出。
	唐繼堯	既出。
	孫文	既出。
	唐紹儀	既出。
	林保懌	既出。
代総裁	莫榮新	清朝軍隊、広西陸軍師長、広東督軍、陸榮廷代表。
	趙藩	清朝四川塩茶道按察使、衆議院議員、護国滇軍、唐繼堯代表。
	徐謙	既出、孫文代表。
外交部長	伍廷芳	既出。
外交次長	伍朝樞	伍廷芳の子、留英米、国民党、衆議院議員。
内政部長	任可澄	貴州憲政預備会長、雲南巡按使、護国滇軍、雲南省長。
内政次長	冷適	江蘇新軍、中国同盟会、政事研究会、都司令部総参議。
財政部長	伍廷芳	既出。
財政次長	吳滌宣	不明。
参謀部長	李烈鈞	既出。
参謀次長	蔣尊簋	留日、中国同盟会、各地新軍、浙江都督、浙軍総司令。
陸軍部長	莫榮新	既出。
陸軍次長	林虎	新軍、中国同盟会、中華革命党、政事研究会、護国桂軍。
海軍部長	林保懌	既出。
海軍次長	湯廷光	留英、清朝海軍管帯、中華民国海軍。
交通部長	趙藩	既出。
交通次長	梁士模	広西省議会議員、参議院議員。
司法部長	徐謙	既出。
司法次長	謝持	中国同盟会、参議院議員、中華革命党副総務部長。

この様に、総裁・代総裁と各部部長との兼任者が多く、また護法各省聯合会議の総代表が概ね対応する軍政府の部長に選出されている。これは、護法各省聯合会議の発展形態としての改組軍政府が、孫文派を極力排除した西南軍事エリートと中央政治エリートとの連合政権という性格を、ほぼ維持していたことを示すものであろう。故に、総裁や各部部長の就任も初期軍政府とは異って概ね順調で<sup>47</sup>、11月までに全ての部の組織条例が公布され、各々活動を開始した<sup>48</sup>。消極的な態度を取って上海へ赴いた孫文も、腹心の部下である謝持を改組軍政府に参加させただけでなく、自らの代表として徐謙を政務会議に派遣しているのである<sup>49</sup>。

但し、ここで注意を要するのは、広西派の「政治道具」となっていた岑春煊が主席総裁に選ばれており<sup>50</sup>、軍政府の所在地である広東省の地方エリートが全く参加していない点



で、これらは広東省を勢力下に置く広西派が、改組軍政府において最も優勢を占めていたことを示すものであろう。更に、これは孫文排除による改組の直接的契機が、広東省における初期軍政府と広西派との対立であったことと符合するものと思われる。

#### (4) 小結

改組の主要な目的は、西南軍事エリートと中央政治エリートとが軍政府・国会非常会議を孫文派から奪取し、護法各省聯合会議に替わる護法運動の統一機関とすることであった。候補議員の補充によって法廷人数を満たした「正式国会」は1918年10月8日に、「大総統を選挙することは国会議員の職責」であるが、「今は国内の非常政変に際会しており、次期大総統の選挙は挙行を暫時延期すべきである」ので、「軍政府に國務院の職権を代行し、大総統の職務を代行することを委託する」と決議し、改組軍政府に「修正軍政府組織大綱」の規定以上の権限を与えた<sup>51</sup>。こうして、各省軍事エリートの勢力均衡に基き、国会によって法的正統性を付与された連邦的統一の回復という護法運動の目的が、暫定的な形ではあるが華南において達成されたのである。

しかし、改組軍政府自体はあくまでも諸勢力間の微妙な勢力均衡の上に成立した、言わば各派の連絡機関に過ぎなかった。即ち、初期軍政府とは異り、改組軍政府は西南諸省を実効支配する各省軍事エリートの参加によって成立したものであり、1919年2月20日から2か月余りにわたって上海で行なわれた南北議和に見られる様に、北京政府とほぼ対等の立場を得てはいたものの、各派の勢力関係の変化によって政権の存立基盤自体が容易に失われる危険を孕んでいたのである。故に、南北議和が決裂して、後述する通り8月7日に孫文が総裁を辞任した後、次第に改組軍政府を支える各勢力間の対立が顕在化し始めた。駐粵滇軍の統率権を巡って広西派と決裂していた唐繼堯が、1920年3月24日に岑春煊と北京政府との秘密交渉を暴露すると、国会は主席総裁不信任案を可決し、軍政府の主流を占める広西派と国会との関係が悪化した。そして、3月末から4月初にかけて、岑春煊と広西派の独断専行に不満を抱いていた伍廷芳・伍朝枢・李烈鈞等と、約200人の国会議員が廣州から香港を経て孫文・唐紹儀の待つ上海へと向かい、更に唐繼堯が軍政府政務会議の効力を否認する通電を発し、林保懌も総裁を辞任したのである<sup>52</sup>。

尚、軍政府の改組は広西派による広東省支配に影響を与えることはなく、むしろそれを支持・強化するものであった。1919年の五四運動は広東省でも広範な支持を集めたが、広西派の掌握する督軍署は一貫してこの運動を弾圧し続けた。7月13日に数千人の労働者・学生が省議会に対して請願を行なうと、督軍署は数百人の軍警を派遣してこれを解散させ、15日に国民大会が開かれた際には代表者を逮捕した。また、軍警の暴行が原因で死亡した学生の追悼会が11月8日に開かれ、軍警が再びこれを弾圧すると、9日に広東省籍国会議員や広東省議会議員25人等が逮捕された学生の釈放を要求した。更に、この弾圧を報道した新聞の主筆・記者・印刷工が逮捕されたが、再び国会・省議会議員や総商會董事等が抗議して、逮捕者は釈放された<sup>53</sup>。後述する様に、広西派の勢力下に在る当局と広東省地域社会とのこの様な対立が、やがて改組軍政府のみならず、広西派の広東省支配自体を終焉に導く一因となったのである。

### 第3節 継続軍政府

#### (1) 成立過程

南北議和が決裂すると孫文は再び政治活動を開始し、広西派の掌握する改組軍政府との対決姿勢を明確にしていった。1919年5月28日には「護法宣言」を発して、「国会に完全・自由に職権を行使させる」べきことを訴え<sup>54</sup>、6月29日には福建省漳州を根拠地としていた援閩粵軍総司令陳炯明に書簡を送り、「粵軍は必ず危険を冒し奮って前進することができてこそ、生存を望み得る。」と、広東への進撃を促した<sup>55</sup>。7月2日には南北議和に参加していた胡漢民に代表を辞職させ<sup>56</sup>、18日には前節で述べた広東国民大会代表の逮捕に関して軍政府に打電し、「現在文明各国に、民意を抑圧する政府が有るとは聞かない。我が広東は護法政府の所在地であるのに、どうしてこの様な行動を取るのか。」と、逮捕者の釈放を求めた<sup>57</sup>。そして、8月7日には広州国会宛ての電文で、「軍政府内の不法武人は、国会の信任した代表や両院の議決を経た和平会議条例を軽視し、軍政府総裁の地位に在りながら叛徒と結託したり、勝手に国会を犠牲にする密約を結んだりして」いると非難し、「軍政府総裁の職を辞任し、以後は軍政府に関わる行動に一切責任を負わない。」と宣言した<sup>58</sup>。これは、南北妥協によって孫文排除が固定化する虞が無くなり、改組軍政府内における発言権を確保しておく必要性が失われたとの判断に基く行動であろう。更に、29日には広州国会両院議長の林森・呉景濂に書簡を送り、国会が軍政府を取り消すように提言している<sup>59</sup>。そして、10月10日には活動を事実上停止していた中華革命党を中国国民党に改組し、革命運動の新たな勢力基盤の構築を開始したのである<sup>60</sup>。

1920年に入ると、諸勢力と広西派との対立は次第に顕在化した。孫文は2月20日には陳炯明に打電し、広東省における桂滇両派の衝突に乗じて、「粵軍が広東に反撃して漁夫の利を占める」ことを促し<sup>61</sup>、また28日には唐繼堯宛ての電文で、広西派と衝突している駐粵滇軍支援のための軍事行動を要請した<sup>62</sup>。更に、先に述べた通り、伍廷芳・唐繼堯・李烈鈞が軍政府から離脱して数百名の国会議員も広州を離れ、6月2日に上海の孫文宅で孫文・唐紹儀・伍廷芳・李烈鈞に、雲南代表や国会両院正副議長を加えて開かれた会議の結果、翌日に4総裁による宣言が発せられ、「政務総裁が法定人数（7人中の過半数である4人—引用者）に足りなくなっから広州には政府が無く、参衆両院が同時に移転してから広州には国会が無い。」と唱え、広州に残った軍政府・国会の正統性を否認した<sup>63</sup>。

他方、粵軍を発足時の20營から既に108營にまで拡張していた陳炯明は、8月12日に漳州を発って広東省への進撃を開始した。そして、孫文の派遣した朱執信等の工作を受けて黄明堂・魏邦平・李福林等の広東地方軍が省内各地で同時に蜂起したこともあって、粵軍は4か月足らずで駐粵桂軍を広西省へ駆逐した。10月24日に岑春煊・陸榮廷等は軍政府の取り消しを宣言し、26日には莫榮新が広東省の「自主」取り消しを宣言したが、間もなく粵軍が広州に入城すると、陳炯明は11月1日にこの「自主」取り消しを否認した。そして、28日には上海から孫文・唐紹儀・伍廷芳等が広州へ到着し、翌日には第1次政務会議を開いて、軍政府を再組織することになったのである<sup>64</sup>。但し、注意を要するのは、12月1日に孫文・唐紹儀・伍廷芳・唐繼堯が連名で、「本軍政府は11月29日に広州で政務会議を再開し、職務の執行を継続する。」という通告を発していることである<sup>65</sup>。即ち、孫文

等の広州復帰によって樹立された所謂「第2次広東軍政府」は、新たな政府の樹立ではなく、あくまでも改組軍政府の「継続」だったのである。

尚、粵軍がこれ程迅速に広西派から広東省を奪取し得たことには、先に述べた様な広東省民の広西派支配に対する反感の強まりが、与って力が有ったと思われる。粵軍が「粵人治粵」を唱えて「回粵」を開始すると、省内諸団体が広西派の駆逐に賛同したのは、そのことを示すものであろう<sup>66</sup>。

## (2) 組織機構

上述の通り、改組軍政府の再建としての継続軍政府の樹立は、国会による軍政府組織法の改正を伴わず、また政府組織の変更も基本的には行っていない。

## (3) 人員構成

継続軍政府の主要な人員は、以下の通りである<sup>67</sup>。

政務総裁	孫文	既出、中国国民党総理。
	伍廷芳	既出。
	唐紹儀	既出。
	唐繼堯	既出。
	劉顕世	団練、地方自治会、貴州護軍使、軍務院撫軍、貴州督軍兼省長。
内務部長	孫文	既出。
内務次長	謝持	既出、中国国民党党務主任。
財政部長	唐紹儀	既出。
財政部長	廖仲愷	既出、中国国民党財政主任。
外交部長	伍廷芳	既出。
外交次長	伍朝枢	既出。
交通部長	唐繼堯	既出。
陸軍部長	陳炯明	既出、広東省長・粵軍総司令兼任。
陸軍次長	程潜	留日、中国同盟会、第二革命、護国滇軍、中華革命党。
海軍部長	湯廷光	既出。
司法部長	徐謙	既出。
司法次長	呂志伊	留日、中国同盟会、参議院議員、初期軍政府参議、中華革命党。
参謀部長	李烈鈞	既出。
参謀次長	蒋尊簋	既出。
秘書長	馬君武	既出。

以上の様に、継続軍政府の主要な人員は、雲南派に近い貴州派の劉顕世が新たに政務総裁に任命され、広西派が排除されて孫文派が加わった以外は、改組軍政府からの留任者が多い。また、政務総裁と各部部長との兼任者が多い点も、改組軍政府と同様である。故に、就任は概ね順調に行なわれた<sup>68</sup>。

尚、広東地方エリート出身の陳炯明が陸軍部長として参加し、更に広東省長をも兼任し

ている点は、従来の初期軍政府や改組軍政府と大きく異なる特徴である。これは、「粵軍回師」と呼ばれた陳炯明の広東攻略が、孫文派・雲南派・中央政治エリートが広西派から軍政府を奪取すると同時に、本省軍事勢力（粵軍）が外省軍事勢力（駐粵桂軍）による支配から広東省を解放するという、二重の意味を持っていたことを示している。但し、1921年1月14日に政務総裁に就任した劉顕世は、前年末に王文華によって既に貴州省の政権を奪われており、また2月には唐繼堯もやはり顧珍品によって雲南を逐われたため、軍政府の性格は、広東省を掌握した陳炯明に依存する孫文派と中央政治エリートの政権へと、次第に移行していったと言える。

#### （4）小結

広東省長に就任した陳炯明は、地方行政の整備を積極的に行なった。まず、広西派が財源とするために許可していた賭博の禁止を求める請願運動が、1920年11月23日に3万人余りの参加を得て行なわれたのを受けて、陳炯明は12月1日を以て賭博を禁止し、「広東賭博治罪暫行章程」「各県実施禁賭辦法」を發布した<sup>69</sup>。また、孫文の長男である孫科が起草した「広州市暫行条例」に基き、市行政委員会・市参事会・市審計処から成る広州市政庁を設置し、1921年2月15日には孫科が市長に就任して、道路・公園の建設や衛生事業・教育振興等に着手した<sup>70</sup>。これらは、「粵軍回師」の際に「粵人治粵」を唱え、既に聯省自治論に傾いていた陳炯明の意向によるものであると同時に、また広西派の支配から解放された広東省民の希望に沿う施策でもあったと思われる。

これに対して、孫文等の広東復歸の目的が軍政府の奪回に在ったことは言うまでも無い。しかし、上述の通り、広西派の排除や雲南派・貴州派の脱落によって、継続軍政府は護法各省勢力の連合という性格を失い、その勢力範囲は広東省に限定され、結果として陳炯明の掌握する広東省公署との二重政権の観を呈することになった。即ち、依然として「護法」という国家政治次元の理念を追求する軍政府が、地域社会の統治に重点を置く単一省政権に依存するという状況が生じたのである。この当時、北方では直皖戦争の結果として武力統一を図る安徽派が没落し、それに伴って段祺瑞が組織した安福国会が解散されており、また政変を経た広西・貴州・雲南等の西南諸省も北京政権との武力対決から、「保境息民」「謀地方之自治」による共存政策へと転換していた。広東省の二重権力構造は、終焉しつつある護法運動と興起しつつある聯省自治運動との並存を表していたのである。

### 第4節 正式政府

#### （1）成立過程

孫文は1921年1月1日の軍政府での演説において、「この度軍政府が広東へ戻り、その責任はもとより護法を継続することにあります。しかし私が現在の大勢を観察するに、護法は断じて根本問題を解決し得ません。」「護法は北方政府の非法行為を矯正するに過ぎず、目的を達しても中華民国には何の利益もありません。ましてや護法は国内一部分の問題であり、対内的には依然として北京政府を中央政府として承認し、対外的には国際上の地位に関して効力を発しないのです。」と述べて、「正式政府を建設」すべきことを訴

えた<sup>71</sup>。これは、先に述べた通り、「護法」が西南諸省を結集し得る理念ではなくなりつつあることを認識し、独自に正式政府を樹立して自ら総統に就任せねば、北京政府に対抗できないと判断した結果であると思われる。

また、1921年3月6日に中国国民党本部駐粵特設辦事処が広州に開設されると、孫文はその際の演説で、「広東全省を本党が党義を実行する試験場、民治主義の発源地として、広東から全国へ拡大」する、「党人治粵」の構想を説いた<sup>72</sup>。これは必然的に、陳炯明の唱える「粵人治粵」と矛盾するものであった。また陳炯明は、広東省が北伐による全国統一の拠点となって北京政権から攻撃されることを望まず、「総統を選挙するには、約法上の『総統選挙法』に依拠せねばならない。『総統選挙法』は、両院議員の3分の2以上、約580人前後が出席して、初めて総統の選挙を行ない得ると規定している。現在広東に到着した国会議員は220人余りしかおらず、総統の選挙を行なえば違法になる。護法を唱える者が、自ら違法な地位に陥ることはできない。」と唱えた。そして、3月に海外各地の中国国民党組織から総統選出の嘆願が寄せられると<sup>73</sup>、陳炯明は広州各紙に総統問題に関する報道を禁じた<sup>74</sup>。しかし、4月7日に国会非常会議において、123名の議員が「中華民國政府組織大綱草案」を提出して可決すると共に、孫文を中華民國大総統に選出し、5月4日には孫文・唐紹儀・伍廷芳・唐繼堯・劉顕世によって、政務総裁の職務を取り消す旨の通電が発せられ<sup>75</sup>、5日に孫文が総統に就任して正式政府を組織したのである。

## (2) 組織機構

先に述べた「中華民國政府組織大綱草案」は、「大総統は国会非常会議によって選挙される」ものの、対内的には「政務を総覧し、法令を公布し、陸海軍を統率」すると共に、「対外的には中華民國を代表」し、また各部長は「大総統がこれを任免する」と、極めて強大な権限を大総統に与えている。これは、正式政府の樹立が孫文の強力な指導性に基くものであったことを示している。また、「本大綱が施行される日から、軍政府組織大綱は廃止する。」と定める一方で、初期軍政府・改組軍政府の組織大綱には有った、旧約法の効力や大総統の職権の回復を期限とする規定が無くなっているのは、言うまでも無く、暫定的な臨時政府ではなく恒久的な正式政府としての性格を表すものである。

但し、「党治」の確立を望む孫文の意向にも拘らず、中国国民党との関係は全く規定されていない。これは、正式政府への改組に法的正統性を与えた国会を、中国国民党が完全に掌握しているわけではなく、また継続軍政府との連続性をも無視し得なかったことを反映していると思われる。

更に、この正式政府と各省政府との関係が一切言及されていない点で、改組軍政府は言うまでも無く初期軍政府と比較しても、正式政府は地域社会からより一層遊離し、専ら国家政治次元の課題を追求する政権であったと言える。これは上述の通り、正式政府が当初は広東省のみを実効支配領域としていたものの、その広東省の政権を掌握する陳炯明が正式政府の樹立には反対しており、この組織大綱の中で省公署との関係を規定し得なかったためであろう<sup>76</sup>。

## (3) 人員構成

正式政府の主要な人員は、以下の通りである<sup>77</sup>。

大総統 孫文 既出。  
 外交総長 伍廷芳 既出。  
 外交次長 伍朝枢 既出。  
 内務総長 陳炯明 既出。  
 内務次長 呂志伊 既出。  
 陸軍総長 陳炯明 既出。  
 陸軍次長 程潛 既出。  
 財政総長 唐紹儀 既出。  
 財政次長 廖仲愷 既出。  
 海軍総長 湯廷光 既出。  
 海軍次長 林永謨 清朝海軍副艦長、北京政府海軍艦長。  
 参謀総長 李烈鈞 既出。  
 参謀次長 蒋尊簋 既出。  
 参軍長 徐紹貞 各地新軍、参政院参政、改組軍政府衛戍総司令。  
 秘書長 馬君武 既出。

以上の様に、孫文が総長を兼任せずに大総統という突出した地位に就く一方で、雲南派・貴州派が脱落して孫文派の比率が高まっていたものの、各部総長は継続軍政府からの留任者が大半を占めていた。また、陳炯明が孫文から内政総長職を譲られて陸軍総長と兼任となったのは、正式政府に批判的な陳炯明を懐柔するためであったろう。即ち、正式政府の人員構成は、孫文派が陳炯明の広東省支配に依存しつつ、継続軍政府の機構をほぼそのまま存続させることによって成立した経緯を反映しているのである。

## (4) 小結

以上の様に、正式政府は国会の決議に正統政権としての法的根拠を求め、孫文派と中央政治エリートとによって組織された点で、継続軍政府の発展形態という性格が強く、孫文が望んだ「党治」は実現されなかった。また、前節で述べた広東省公署との二重権力構造も依然として存在していた。即ち、1921年4月21日に「広東暫行県自治条例」「広東暫行県長選挙条例」を制定して、8月1日には県長選挙を実行し、更には省議会の支持を得て省憲法の制定に着手する等、陳炯明は広東省の自治を積極的に推進したのである<sup>78</sup>。

故に、正式政府は陳炯明の向背如何によっては広東省という唯一の支配領域を喪失し、初期軍政府と同様に国内亡命政権化する虞があった。孫文は大総統就任に先立って、「私は必ず今月(4月—引用者)中に就任し、また速かに北伐を実行する。成功すれば勿論のこと、万一失敗したら私は出て行き、広東省は陳炯明が他勢力と妥協するに任せても、私は構わない。」と述べたと言う<sup>79</sup>。これは、北伐の早期開始によって広東省から退出することで、このような矛盾を解決する意思を孫文が抱いていたことを示すものであろう。

## 第5節 初期大本営

### (1) 成立過程

正式政府樹立の直後に孫文は広西省への進撃を命じ、武力による全国統一には反対の陳炯明も、広東省に再び侵入した陸榮廷軍を迎撃するために粵軍を率いて参加し、数か月で広西省を制圧した<sup>80</sup>。そして、1921年10月8日に国会非常会議が孫文の提出した北伐案を可決し、陳炯明がこれに反対すると、孫文は「私が北伐を行なって勝てば、自ずと両広に戻ることはできなくなる。北伐を行なって敗れても、全く両広に戻る顔が無い。両広はあなた（陳炯明－引用者）に統括してもらいたいが、私の北伐を妨害せずに、食料・武器をきちんと供給してほしい。」と説いて<sup>81</sup>、自ら北伐の指揮を執ることになり、12月4日には桂林に陸海軍大元帥大本営を設置し、1922年1月16日に「大本営条例」を發布した<sup>82</sup>。つまり、大本営の設置は、北伐による広東省からの退出の第一歩だったのである。

### (2) 組織機構

上述の「大本営条例」は、「陸海軍大元帥は戦時において最高の統帥事務を執行し、大本営を設置する。」「陸軍総長・海軍総長・参謀総長・大本営文官長は大元帥の命を受けて、主管する各事務を統括する。」と定め、幕僚処・兵站処・軍事委員会・軍務処・軍法処・参軍処・政務処・建設処・度支処・宣伝処を設けている<sup>83</sup>。即ち、大本営は北伐期間中の軍事統帥機関であるが、3総長が正式政府のそれを意味するものと考えられる以外、正式政府や国会との関連については一切規定が無い。これは、正式政府が北伐推進の主体とはなり得ず、ほぼ独立した機関として大本営が設置されたことを示すものであろう。

### (3) 人員構成

孫文は北伐に際して陸海軍大元帥となったが、この就任と正式政府・国会との関係は明らかではない。また、陸軍・海軍・参謀の3総長が新たに選ばれることもなく、大本営設置に際して参謀長李烈鈞と秘書長胡漢民とが任命されているのみである<sup>84</sup>。これは、正式政府が大きく依存している陳炯明の賛同が得られなかったため、孫文が自らの指導に服する人員のみを率いて北伐を開始したことを示すものであろう。換言すれば、陳炯明が陸軍総長を務める正式政府の体制に基いては、北伐を実行することが困難であったため、別個に大本営を組織したものと考えられるのである。

### (4) 小結

この様に、正式政府・国会の所在地である広東省を放棄して、陳炯明に委ねる意思を孫文は持っていたが、そのための北伐自体が兵站基地としての広東省を必要とした。広州で北伐軍への物資供給を担当していた粵軍参謀長鄧鏗が、1922年3月21日に陳炯明の部下に暗殺されたことを契機として、4月20日に孫文は陳炯明の内政総長・広東省長・粵軍総司令職を解いた。そして、これに不満を抱いた粵軍将兵の支持を得て、陳炯明は6月15日に総統府を攻撃させ、孫文が広州を脱出した経緯は周知の通りである。こうして、広東省における二重権力構造が最終的に破綻し、正式政府・大本営は共に崩壊したのである。

## 第6節 再建大本營

### (1) 成立過程

上海へ戻った孫文は陳炯明を駆逐して再び広州を拠点とするために、自己の勢力基盤を強化することに努めた。まず、中国共産党を通じてソ連・コミンテルンから革命政党としての在り方を吸収すると、1923年1月1日に三民主義を謳った「中国国民党改進黨宣言」を発し、翌日には党務改進黨會議を開いて「中国国民党黨綱」「中国国民党総章」を宣布し、中国国民党組織の整備・強化に着手した<sup>85</sup>。また、陳炯明の反乱に伴って福建省へ退却していた許崇智麾下の粵軍を、1922年10月18日に東路討賊軍として広東省への反撃を準備させる一方で<sup>86</sup>、広西省に駐屯する朱培徳・楊希閔の滇軍や劉震寰・沈鴻英の桂軍に連絡して、資金援助を行なう条件でこれら諸軍を西路討賊軍とし、東西から広東省の陳炯明を挟撃する態勢を整えた<sup>87</sup>。

そして、1923年1月15日に討賊各軍が陳炯明軍を駆逐して広州に入城した。孫文は、2月10日に広州の胡漢民・鄒魯等に書簡を送り、「私が広東に着いた後、必ず広東にいる機会を利用して、私の五権（分立—引用者）の制度や県を単位とする統治を試行し、また同時に広東省内の積弊を徹底的に除去したい。」と述べ、「五権機関を設立」して、これを「北京政府と決裂するまでは政府と名付けないものの、政府の実権を執行する」構想を説き<sup>88</sup>、21日には自ら広州に到着して陸海軍大元帥に就任した。また、同日の滇軍・桂軍の歓迎会では、「本大総統は中華民国の大総統であり、中華民国を統一された国家にしようとしています」「広東を模範として西南を統一し、西南を模範として中国を統一するのです。」「本大総統はこの度広東へ戻り、第1に和平統一、第2に反乱軍の掃討、第3に兵士を労働者にすること、第4に一部の軍隊を精強にすることを主張しています。」「本大総統が以前に上海で宣言を発し、兵士を労働者にすることを主張すると、奉天・安徽両派は賛成しましたが、直隸派は賛成していません。」と、北京政府を掌握する直隸派を「大総統」名義を用いて批判しながらも、北伐による武力統一ではなく「化兵為工」による平和統一を主張した<sup>89</sup>。そして、3月2日には陸海軍大元帥大本營を正式に発足させ、4月1日には中国国民党広東支部を復活させたのである<sup>90</sup>。

この様に、孫文は広東省を再び全国統一のための拠点としたが、広州に樹立したのは正式政府ではなく大本營で、故にこれは「第3次軍政府」と通常称されるものの、正確には「再建」大本營であった。これは、1922年8月1日に北京政府が旧国会を回復したため、正式政府の法的正統性の根拠が失われたことによるものであろう。しかし、1923年6月に曹錕が黎元洪に大総統辞任を強いると、全国各地の工会が孫文に、「毅然として政府を回復し、総統の職権を行使する」ことを求め、またこれに抗議して上海へ南下した475人の国会議員が、「速かに名位を正し、総統職に復する」よう要請した<sup>91</sup>。更に、各派が曹錕を打倒して国会により政府を組織すると共に、委員会制を採用して正副主席を選挙で決定するという案も、一部の国民党員から提起されている<sup>92</sup>。しかし、孫文は7月4日に徐謙宛ての書簡で、「私は現状に関して、どの勢力であれ私を総統として承認する気が有るとは絶対に信じていないし、また再び所謂議員が私を総統に選挙することも願わない。私は革命党の総統にしかなりたいたいと思わない。」「私は委員制には絶対反対だ。なぜなら、既



に（改組軍政府時の一引用者）「総裁で十分に嫌な思いをしたからだ」「これからは、他人が何と言おうと私本来のやり方でやって、再び徹底的な革命に従事し、それ以外のことには一切関らない。」と述べた<sup>93</sup>。恐らく孫文はこの時点で、正式政府を樹立して直ちに北伐による全国統一を実現するよりも、まずは安徽派・奉天派との所謂「反直三角聯盟」や「化兵為工」「和平統一」の主張によって、直隸派の掌握する北京政府を牽制しつつ、陳炯明から奪取した広東省において中国国民党の統治体制を確立し、自己の革命運動を遂行するための強固な拠点とすることを優先していたのであろう。これは、勢力基盤となるべき広東省を実効支配し得なかったために、初期軍政府・正式政府がいずれも崩壊した経験に基く判断であると思われる。

## （2）組織機構

初期大本營が概ね純粋な軍事統帥機関であったのとは異り、再建大元帥大本營は上述の孫文の発言の通り、これに先行する軍政府・正式政府よりも多様な部門から成る、事実上の政府組織となった。即ち、途中で若干の組織変更が為されたものの、軍政・内政・財政・建設・外交の5部や法制局・審計局・航空局・大理院等の他に、參軍長・秘書長・參謀長が陸海軍大元帥の下に置かれ、更に中央銀行・国立広東大学校や宣伝委員会・陸軍軍官学校が設けられたのである。これは、この大本營が従来軍政府・正式政府とは異って、広東省公署・広州市政庁と一体となって地域社会に対する実質的・全面的な支配を行ないつつ、これを革命運動の拠点とするよう積極的に努めたことを示唆するものであろう。

しかし、ここで注目には値するのは、やはりこれが1922年の大本營の再建であったためか、組織大綱等が改めて制定されていない点である。即ち、大本營樹立の目的や法的根拠、組織機構や施政方針等が正式に文書化されることは無く、また大本營に属する様々な部門・職掌の設置・変更も、次項で詳述する人員の任免を以て行なわれた例が少くない。これは、この再建大本營が立法機関たる国会の決議に基いて組織されたものではなく、軍事行動の過程で掌握した地域に対する暫定的統治機関としての性格を、依然として帯びていたことを示すものであろう。

## （3）人員構成

再建大本營の主要な人員は、比較的頻繁に任免が行なわれ、代理・兼任・再任も少なかったが、以下はそれを初任時の順に列挙したものである<sup>94</sup>。

大元帥	孫文	既出。
總參議	胡漢民	既出。
軍政部長	程潛	既出。
	許崇智	既出。
軍政次長	鄧泰中	不明。
内政部長	譚延闓	湖南諮議局議長、国民党湖南支部長、湖南督軍兼省長。
	徐紹貞	既出。
内政次長	楊西岩	香港商人、中国同盟会、軍政府籌餉委員、正式政府財政委員長。

- 謝適羣 不明。
- 財政部長 廖仲愷 既出、中国国民党参議。  
葉恭綽 清朝鐵路總局代局長、交通銀行總理、北京政府交通總長。  
古応芬 既出。
- 財政次長 鄭洪年 中国同盟会、北京政府交通次長。  
林雲陔 中国同盟会、広東都督府秘書、『建設』編輯、大元帥府秘書。
- 建設部長 鄧沢如 中国同盟会南洋支部、中華革命党財政部長、中国国民党広東支部長。  
譚延闓 既出。  
林森 既出。
- 建設次長 伍学焯 軍政府籌餉委員。  
李卓峯 ベトナム華僑、中国同盟会。
- 外交部長 伍朝枢 既出。
- 外交次長 郭泰祺 留米、北京政府外交部、大元帥府秘書。
- 法制局長 古応芬 既出。
- 審計局長 劉紀文 中国同盟会、留日、中華革命党、軍政府財政部・陸軍部。  
林翔 留日、広州地方検察庁・広東高等検察庁検察長。
- 航空局長 楊仙逸 ハワイ華僑、中国同盟会、中華革命党、援閩粵軍飛行隊長。  
陳友仁 ジャマイカ華僑、『京報』編輯、孫文顧問兼秘書。
- 参軍長 朱培德 雲南新軍、護国滇軍。  
張開儒 既出。
- 秘書長 楊庶堪 中国同盟会、中華革命党副政治部長、中国国民党参議。  
廖仲愷 既出。
- 参謀長 蒋介石 既出。  
張開儒 既出。  
李烈鈞 既出。  
方声涛 既出。
- 兵站總監 羅翼群 中国同盟会、中華革命党、大元帥府参軍。
- 中央銀行行長 林雲陔 既出。  
宋子文 宋嘉樹長男、留米、実業界、孫文英文秘書。
- 宣伝委員長 陳独秀 中国同盟会、北京大学文科学長、中国共産党総書記。
- 広東宣伝局長 鄧慕韓 留日、中国同盟会、中華革命党、大元帥府参議。  
馮自由 日本華僑、興中会、中国同盟会、中華革命党副党務部長。
- 陸軍軍官学校校長 蒋介石 既出、中国国民党軍事委員。
- 国立広東大学校長 鄒魯 既出。

以上の様に、再建大本營の主体となったのは孫文の指導に服する中国国民党員であったが、孫文派と中央政治エリート・西南軍事エリートとの連合政権という性格が、払拭されたわけでは決してなかった。これは、陳炯明を駆逐して広東省を奪取する過程で客軍（滇軍・桂軍等の外省軍）の援助を得たことや、孫文が財政問題の解決のために旧交通系の梁

士論と提携したことを反映したものである<sup>95</sup>。

しかし、孫文が陸海軍大元帥として広東省公署・広州市政庁の主要官職の任免権をも掌握したことは、再建大本營が広東省を実効支配して政権の基盤を強化する上で、極めて大きな意味を持った。以下は、それを初任時の順に列挙したものである<sup>96</sup>。

広東省長	鄧沢如	既出。
	胡漢民	既出。
	徐紹貞	既出。
	廖仲愷	既出。
	楊庶堪	既出。
広東政務庁長	謝良牧	留日、中国同盟会、参議院議員、中華革命党、大元帥府参議。
	陳樹人	中国同盟会、留日、中国国民党党務部長。
	古応芬	既出。
	李文範	留日、中国同盟会、広東都督府参議、中華革命党、援閩粵軍。
広東財政庁長	楊西岩	既出。
	葉恭綽	既出。
	鄒魯	既出。
	梅光培	アメリカ華僑、中国同盟会、中華革命党、大元帥府秘書。
	鄭洪年	既出。
	陳其瑗	北京政府農林部、広三鉄路局総務処処長、広東省教育会会長。
	廖仲愷	既出。
	古応芬	既出。
両広塩運使	伍学焜	既出。
	鄧沢如	既出。
	伍汝康	中央塩務督辦。
	趙士観	アメリカ華僑、中国同盟会、大本營軍糧局長。
広州市長	孫科	孫文長男、中国同盟会、留米、大元帥府秘書。

広州市公安局長 吳鉄城 中国同盟会、留日、中華革命党、大元帥府参軍、香山県長。

以上の様に、再建大本營と共通の人員が極めて多く、兼任も屢々行なわれた。そして、大半は革命運動歴の長い広東人である。これは、中国国民党が広東籍黨員を中心に広東省公署・広州市政庁を掌握することにより、地域社会に対する支配を確立して、再建大本營内部の他勢力、殊に省内の税収を大幅に私有していた滇軍・桂軍等に対抗することを、企図したためであると思われる<sup>97</sup>。

#### (4) 小結

黎元洪に大総統を辞任させた曹錕は、1923年10月5日に国会の「賄選」によって大総統に選出され、10日に就任した。上述の通り、既に国会による任命を期待しなくなっていた孫文は、1923年12月に上海の国会議員に書簡を送って、「これより続いて救国の策を謀るならば、革命以外には決して真に成功し得る望みは有りません。艱難を共にすることを望

む国会の同志が、国会の奮闘を捨てて革命の進行を助け、徹底的な浄化の功績を上げ、それによってこそ恒久的な安定の効果を上げるように望みます。」「法律は今日に在っては、既に軍閥が盗みを働く手段となっており、革命の精神に基いて建設に従事せねば、攻略して一掃する望みは殆ど有りません。」と述べた<sup>98</sup>。また、1924年1月4日の大本営軍政会議において、正式政府の樹立や総統復位を求める意見に対して孫文は、「現在、護法は終了したと考えてよい。護法の名義は既に援用すべきではなくなった。」「今日は革命の精神で国家を創造し、中華民国の新紀元とせねばならない。」と説いた<sup>99</sup>。これは、既述の通り再建大本営が、旧国会によって組織されたことに正統性の根拠を求め、制度化された法的手続きの遵守を主張する「護法」政府では最早なく、軍事力で掌握した広東省における統治の実践を通じて、既存の法制度の外に新たな秩序の確立を企図する革命政府であったことを示している。そして、再建大本営は孫文の指導に直接服従する中国国民党を主体として、護法運動開始以来初めて直接に実効支配を行ない得る様になった広東省において、政府機関として実質的な統治を浸透させ、続く国民革命による全国統一のための拠点とすることに努め、従来の軍政府・正式政府の様な国内亡命政権とは異なる、言わば地方革命政権となることを企図したのである<sup>100</sup>。1924年1月23日に発表された「中国国民党第一次全国代表大会宣言」「国民政府建国大綱」は、「聯ソ・容共」政策に基いて前衛革命党に「改組」した中国国民党が、三民主義・五権憲法を宗旨として軍政・訓政・憲政の三序による革命を遂行し、広東省を起点として全国を掌握する構想を提示したものである。

しかし、中国国民党がこの様な構想を実行する上で、その根拠地となるべき広東省地域社会内部における、地方軍事・経済エリートの抵抗が大きな障害となった。即ち、依然として東江地方に残存する陳炯明の勢力が度々広州奪還を試み、また再建大本営の主要な財源となった都市商人層は重税や客軍駐留に反発しており、また北京政府を掌握して「武力統一」政策を採る直隸派、そして香港の労働運動に対する中国国民党の支援や「聯ソ」政策に懸念を抱くイギリス等が、この様な敵対勢力に支援を与えていたのである。1923年11月19日には陳炯明軍を撃退して広州の防衛に成功したものの、増税問題を契機とする大本営と広州商人層との対立は、商団軍が独自に輸入した武器の没収を巡って尖鋭化し、遂には1924年10月15日の商団軍と大本営軍との武力衝突にまで発展した<sup>101</sup>。この間、孫文は北方での奉直戦争勃発に呼応して北伐開始を決定し、9月10日には「告広東民衆書」を発して、「革命は全国人民の責任であるのに広東人民の負担だけが多ければ、それが広東人民の不平を招くのも当然である。」と商人層の不満に理解を示し、「広東の今日のこの様な現状は革命の進行方法が良くないことによるもので、革命の主義とは関係が無い。現状が良くないために主義自体をも批判して革命政府の存在に反対するならば、革命政府はその主義を擁護するために、この様な反対の企図を弾圧して消滅させねばならない。」と強硬姿勢を見せつつも、「(1) 最短期間に各軍を尽く動員して北伐を実行する。(2) 広東を広東人民に譲って自治を実行させ、広州市政庁を速かに改組して市長は民選とし、全省自治の先駆けとする。(3) 現在の一切の雑多な税は尽く廃止し、民選の官吏によって別に税規則を定める。」ことを宣布した<sup>102</sup>。そして、11日には雲南省長に復任していた唐繼堯を副元帥に任命して北伐への協力を求め<sup>103</sup>、13日には大本営を江西・湖南省境に

近い韶関に移すと共に、胡漢民を「留守広州、代行大元帥職権」に任命し<sup>104</sup>、更に10月9日には蒋介石に打電して、「黄埔（陸軍軍官学校の所在地—引用者）の孤島を捨て、全ての武器・弾薬や学生と共に速く韶関へ来て、北伐に賭けることを望む。」と説いた<sup>105</sup>。つまり、地方エリートの反発故に広東省を革命根拠地とすることが困難になったため、孫文は北伐によって全国統一を早期に実現することで、広東省から退出する意図を再び抱いたのである。上述の三項目提案は、前節で述べた初期大本営設置の際の陳炯明に対する孫文の発言と酷似している。これは、中国国民党の組織が主に農民・労働者層に浸透しつつあったものの、「党人治粵」と「粵人治粵」との矛盾故に、再建大本営が正式政府と同様に国内亡命政権化する危険に直面していたことを示すものであろう。

間もなく中国国民党は商団軍の鎮圧に成功したが、その直後の10月23日に北京政変が発生して直隸派が政権を失い、馮玉祥が孫文に協力を求めると、孫文は30日に韶関から広州へ戻って11月13日に広州を出発し、香港・上海・日本・天津経由で12月31日に北京に到着した。孫文は3月12日に北京で客死するが、この最後の北上はやはり北伐の延長線上に在ったと考えられる<sup>106</sup>。

## 第7節 国民政府

### （1）成立過程

初期軍政府から正式政府に至るまで、いずれも形式上は国会の決議をその成立の根拠としていたが、それはあくまでも法定人数に満たない「非常会議」であった。実際には、孫文という革命カリスマの存在や地方軍事エリートによる実効支配が、広東省にこれらの政府が樹立されることを正統化する上で、与って力が有ったと思われる。再建大本営は、より純粋に孫文という個人の存在に立脚して成立した政府であり、中国国民党との関係は未だ定式化されるに至っていなかった。故に孫文の死は、陸海軍大元帥という大本営の存在自体の前提・根拠が失われたことを意味した。そして、政権の存続のためには、正式政府の組織が不可避かつ不可欠だったのである。

孫文の逝去した直後、1925年3月18日に唐繼堯は副元帥に就任することを宣言し、これと予め通じていた楊希閔・劉震寰や広州商団長の陳廉伯、そして段祺瑞・陳炯明やイギリス香港政庁代表と協議した結果、広州政権を転覆することで合意した。そして、6月5日に楊希閔の滇軍と劉震寰の桂軍とが、「滇桂軍全体国民党員」の名義で「反赤化」を唱えて政府・粵軍各機関を襲撃したが、13日までに蒋介石の指揮する党軍・粵軍に鎮圧された<sup>107</sup>。そして、14日の中国国民党政治委員会において、胡漢民・汪精衛・廖仲愷・伍朝枢等が政府組織法案を決議し、24日には胡漢民が大元帥代行としてこの決議案を接受・施行することを宣布する旨の通電を発した<sup>108</sup>。こうして、国民政府は7月1日に正式に発足し、「中華民國国民政府宣言」を宣布して、「先大元帥が逝去された後、全国から政治的・軍事的に唯一の統率指導者が失われた。中国国民党は至誠を以て大元帥の遺囑を拜受しており、国民革命のための努力を継続すると同時に、また政治的・軍事的に適切な組織を考案し、同志の心力を集中して共同で大元帥の付託を負い、国民革命の志を貫徹することを期して、ここに国民政府を組織する。」と唱えたのである<sup>109</sup>。この様に、国民政府樹

立の主体となったのは、あくまでも組織としての中国国民党であった。即ち、孫文の継承者たる中国国民党が組織する革命政権として成立したのが国民政府であり、この点で先に述べた様な従来の南方政府とは大きく異っていたと言える。

## (2) 組織機構

上述の胡漢民の通電は、行政機関としての国民政府、軍事統帥機関としての軍事委員会、人事機関としての監察部・懲吏院、そして地方政府としての省政府・市政委員会の設置を規定している<sup>110</sup>。即ち、「国民政府」という名称は広義には前4者の総体を指すが、狭義には次に述べる国民政府委員会を意味するものである。

各機関の組織・性格を規定したのは、1925年7月1日に公布された「中華民国政府組織法」「省政府組織法」、5日に公布された「中華民国国民政府軍事委員会組織法」、17日に公布された「国民政府監察院組織法」、1926年1月23日に公布された「国民政府懲吏院組織法」等であった<sup>111</sup>。

これらに共通しているのは、まず「党治」の原則が貫かれている点である。但し、国民政府委員会は「中国国民党の指導と監督を受け、全国の政務を処理する。」、軍事委員会は「中国国民党の指導と監督を受け、国民政府管轄領内の海陸軍・航空隊及び一切の軍事に関わる機関を管理・統率する。」と、各々別個に党の管轄下に在るのに対して、監察院・懲吏院はいずれも「中国国民党の指導・監督と国民政府の命令を受ける」と、党・政府の双方に従属する関係に在る。これは、中国国民党が広義の国民政府を通じてその政策を実行する上で、統帥権が行政権に対して自律性を保持していたのに対し、官吏任免権は行政権に従属していたことを示すものであろう。即ち、五権憲法（立法・行政・司法・考試・監察の分立）が制定される、三序の最終段階としての憲政時期に未だ入っておらず、故に軍事が行政の一部分ではなく独立した1つの領域となっていたのである。「軍事委員会の中の1人を、国民政府が軍事部長に特任する。」という規定は、国民政府委員会が軍事委員会に対して形式上は優越しつつも、後者が事実上は一定の自律性を獲得していたことを示すものであろう。

もう1つの共通点は、いずれも委員合議制を採ったことである。即ち、国民政府委員会は、「委員若干人を以てこれを組織し、また委員の中から1人を主席に決定する。」「常務委員5人を設置して日常の政務を処理し、常務委員は委員の中から決定する。」「軍事・外交・財政の各部を設置し、部毎に部長1人を設けて委員がこれを兼任する。」と定められており、また軍事委員会は、「委員若干人を以てこれを組織し、また委員の中から1人を主席に決定する。」「各重要機関は、各委員が直接監督する責任を分担する。」と、やはり同様の体制を採っている。この委員合議制は元来、中国国民党がソビエト共産党に倣って採用したものであるが、孫文死後の中国国民党の集団指導体制に対応して、これを広義の国民政府全体に拡大したものであろう。この体制は、監察部・懲吏院においても採用されているのである。

以上の様な特徴は、省政府にも見られる。即ち、「省政府は中国国民党の指導・監督の下で、国民政府の命令を受けて全省の政務を処理する。」と、「党治」の原則を省政治の

次元においても確立すると共に、「省政府は、民政・財政・教育・建設・商務・農工・軍事の各庁によって、これを組織する。」「省政府の各庁は各々庁長1人を設け、連合して省務會議を組織して、1人を主席とする。」と、やはり中央政府と同様に合議制を採用している。即ち、省政治の次元における党と政府との関係は、国家政治次元のそれと全く相似なのである。尚、省政府と省党部との関係が規定されていないが、これはこの時点で国民政府の実効支配下に在ったのが広東省のみであり、これに対する統治は党中央の指導・監督を必要としたためであろう。

### (3) 人員構成

上述の様に委員合議制が採られたため、国民政府委員会・軍事委員会・広東省政府の主要人員は、その多くが複数の職位を兼任した。故に、それを人物毎に整理する<sup>112</sup>。

汪精衛 留日、中国同盟会、国民政府常務委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員・実業部長・宣伝部長・中央政治委員。

胡漢民 既出、国民政府常務委員・外交部長・軍事委員、中国国民党中央執行委員・聯絡部長・工人部長・中央政治委員・軍事委員。

許崇智 既出、国民政府常務委員・軍事部長・軍事委員、広東軍事庁長、中国国民党軍事部長・候補中央監察委員・軍事委員。

譚延闓 既出、国民政府常務委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員・軍事委員。

林森 既出、国民政府常務委員、中国国民党中央執行委員・海外部長。

伍朝枢 既出、国民政府常務委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員・中央政治委員・軍事委員。

古応芬 既出、国民政府常務委員・軍事委員、広東民政庁長、中国国民党中央監察委員。

張静江 中国同盟会、中華革命党財政部長、国民政府常務委員、中国国民党中央執行委員・中央監察委員。

宋子文 既出、国民政府常務委員・財政部長、広東商務庁長、中国国民党中央執行委員・商民部長。

廖仲愷 既出、国民政府委員・財政部長・軍事委員、広東財政庁長、中国国民党中央執行委員・工人部長・中央政治委員・軍事委員。

于右仁 中国同盟会、南京臨時政府交通次長、国民党参議、国民政府委員、中国国民党中央執行委員。

張繼 留日、中国同盟会、参議委員議長、中華革命党宣伝部長、国民政府委員、中国国民党中央監察委員。

徐謙 既出、国民政府委員、中国国民党中央執行委員。

戴季陶 既出、国民政府委員、中国国民党中央執行委員・宣伝部長。

朱培徳 既出、国民政府委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員。

孫科 既出、国民政府委員、広東建設庁長、中国国民党中央執行委員。

程潛 既出、国民政府委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員。

鄧沢如 既出、国民政府委員・財政部長、中国国民党中央監察委員。

- 李宗仁 広西新軍、中国同盟会、護国桂軍、粵軍、国民政府委員、中国国民党候補中央監察委員。
- 黄紹竑 広西新軍、西路討賊軍、国民政府委員。
- 蒋介石 既出、国民政府委員・軍事委員、中国国民党中央執行委員・軍事委員。
- 李濟琛 新軍、粵軍、陸軍軍官学校、国民政府軍事委員、中国国民党中央執行委員。
- 李福林 既出、国民政府軍事委員、中国国民党候補中央監察委員。
- 許崇清 留日、中国同盟会、広東教育庁長。
- 陳公博 留米、中国共産党除名、広東農工庁長。

尚、国民政府委員会・軍事委員会的主席には汪精衛が、広東省務会議の主席には許崇智が選出された。しかし、主に「聯ソ・容共」政策を巡る党内の権力闘争が激化し、1925年8月20日に廖仲愷が暗殺され、事件後の紛糾の中で胡漢民・許崇智が、また1926年3月20日に発生した中山艦事件を契機として汪精衛が、いずれも失脚した<sup>113</sup>。その結果、譚延闓が国民政府主席を代理する等、人員の交替・補充が幾度か行なわれている。

しかし、人員構成の一般的傾向にあまり大きな変化は見られない。即ち、国民政府委員会・軍事委員会・広東省政府・中国国民党の間で人員の重複が極めて多く、また初期軍政府以来の南方政府に参加した者が大半を占め、中央政治エリート出身者（伍朝枢・徐謙）や西南軍事エリート出身者（朱培徳・李宗仁・黄紹竑・李濟琛・李福林）も含まれている。これは、中国国民党が従来南方政府を基盤としつつ、多様な勢力を党内に吸収することによって、国民政府委員会・軍事委員会・広東省政府を党組織と一体化させ、広東省を根拠地として全国統一を企図する地方革命政権を樹立したことを示すものであろう。

#### （4）小結

既述の通り、孫文の死によって存続の危機に瀕した広東政府は、新たな正統性の根拠を必要としていた。そして、孫文という革命カリスマの「遺囑」にそれを求め、孫文の遺志の継承者たることを宣言した中国国民党が、それを具現化するものとして国民政府を樹立した。その結果、孫文の生前以上に厳密に「党治」の原則が貫徹され、国民政府は純粋に中国国民党の掌握する政府となったのである。また、党・政府の双方において徹底された委員合議制は、突出したカリスマ的指導者の喪失故に採られた、暫定的措置としての集団指導体制という側面を持っていた。しかし、上述の様な権力闘争の激化や多様な勢力の混在にも拘らず、国民政府が分裂・崩壊せずに発展を遂げることができたのは、まさに権限を特定の個人ではなく組織としての委員会に付与したことにより、それらの負の影響を最小限に抑制し得たためであろう。即ち、「党治」原則の確立と委員合議制の採用とは表裏一体の関係に在り、それによってこそ中国国民党が独占的に政権を掌握する「党国体制」が、国民政府・広東省政府という形で確立されたのである。

この様な体制に基き、中国国民党は広東省地域社会の様々な部分に党組織を浸透させる一方で、「東征」によって陳炯明勢力を広東省から一掃することに成功した<sup>114</sup>。そして、1926年夏には蒋介石を国民革命軍総司令として、全国統一のための北伐を開始することが可能になったのである。



おわりに

南方政府の変遷は、辛亥革命から国民革命に至る政治史の展開過程を集約的に表現するものであった。即ち、当初は旧国会・臨時約法に象徴される「法統」の擁護・継承に、その政権としての正統性の根拠を求め、この「法統」と表裏一体を成す各省権力の勢力均衡に基く事実上の連邦制の再現を図った。故に、南方政府は「護法」各省の連合政権となることが企図され、その所在地である広東省地域社会を実効支配する軍事エリートの支持が得られねば、容易に社会基盤を欠いた国内亡命政権と化した。また、後に連邦制の制度化を求める「聯省自治」運動が興起した際にも、省自治の完成を優先させる省権力と全国統一を図る南方政府との間に矛盾が生じたことは、既に述べた通りである。やがて「護法」運動が最終的に破綻すると、南方政府は既存の法秩序に正統性の根拠を求めることを断念し、新たな秩序の確立を図る革命政権へと変質していった。即ち、中国国民党が南方政府のみならず、広東省政府をも独自に掌握して地域社会の実効支配を行なうことにより、広東省を革命根拠地としたのである。総じて言えば、各省エリートの「民意」を代表する中央議会と、それによって制定された法に基いて中央政府が樹立される体制から、「先知先覚」たる孫文とその指導に服従する「後知後覚」たる黨員とが組織する中国国民党が、前衛政党として「不知不覚」の一般人民に替わって革命を遂行するために、中央・省政府を共に独占的に掌握する体制へと、南方政府は転換していった。換言すれば、辛亥革命によって成立し、護国運動によって回復された代議政体と事実上の連邦制から、国民革命によって広東省から全国に拡大された党国体制と相対的な集権制へという移行の過程を、南方政府の変遷は象徴しているのである。

但し、南方政府を構成する勢力は、これに伴って変化したわけでは必ずしも無い。即ち、孫文派の単独政権であった初期軍政府、中央政治エリートと西南軍事エリートとの連合政権であった改組軍政府を経て、継続軍政府以後は3者の連合政権となった。つまり、「軍閥依存からの脱却」は実際には行なわれず、むしろ西南軍事エリートを孫文派革命勢力が次第に吸収していったのである。これは、決して「党治」原則の確立と相矛盾する傾向ではなく、先にも述べた通り、委員合議制に多様な勢力を参与させることによってこそ、中国国民党が独占的に権力を掌握する党国体制が成立したのであった。

尚、この党国体制の成立には、広東省という立地条件が与って力が合ったと思われる。即ち、前章までで述べてきた様に、広東省には強力な本省軍事エリートが出現しておらず、それ故に、地域社会の既存の階層秩序・権力構造には属さぬ孫文派革命勢力が浸透を試みる上で、抵抗が相対的に小さかったと思われる。また、外省軍事勢力による支配に対する広東省民の反発が、孫文派による南方政府掌握に有利に作用したことは、既述の通りである。無論、長い革命運動歴を持ちながら次第に地方軍事エリート化していった陳炯明や、南方政府経営と北伐遂行の財政負担を強いられた都市商人層は、「粵人治粵」を求めて孫文等の「党人治粵」と対立した。しかし、「東征」や商団軍事件といった本省エリートとの直接的軍事衝突にも拘らず、南方政府が広東省を北伐（国民革命）の基地とし得たのは、主に農民・労働者を対象として、中国国民党の組織を拡大させることに成功したためであろう。即ち、国民政府・広東省政府の双方を掌握すると共に、辛亥革命以前から省内に存

在していた多数の革命党員を動員しつつ、新たな支持基盤をも獲得して、広東省地域社会の各部分へと浸透することにより、中国国民党が広東省において国家・社会を統一的に掌握する、「党国体制」を確立し得たのである。